

特定非営利活動法人 全国国際教育協会
定 款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人全国国際教育協会という。

2 この法人の英語名は、**Japan Association for Global Education**(略称 **J A G E**)とする。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都調布市深大寺北町 5 丁目 1 6 番 2 号に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を神奈川県鎌倉市大船 6 丁目 4 番 1 0 号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、学校教育における国際理解教育を中心として、児童・生徒をはじめ一般市民、行政及び各種団体等の関係者を対象として、社会が抱える環境・人権・平和・文化などの人類共通の諸問題に関する教育活動の推進を図る。そのために、国際協力や国際交流等の実践をより高め、開発教育・グローバル教育などに関する調査研究、情報提供、人材育成、普及推進、政策提言、連絡調整等の事業を行い、ともに生きる公正な社会の実現という、公益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第 2 条別表に掲げられている、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 社会教育の推進を図る活動。

(2) 環境の保全を図る活動。

(3) 人権の擁護及び平和の推進を図る活動。

(4) 国際協力の活動。

(5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動。

(6) 子どもの健全育成を図る活動。

(7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営及び活動に関する、連絡、助言及び援助の活動。

(8) その他この法人の目的を達成するために必要な活動。

(事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

開発教育・グローバル教育などに関する人材育成、普及推進、政策提言等の事業。

開発教育・グローバル教育などに関する調査研究、資料・情報の収集・提供等の事業。

開発教育・グローバル教育などに関する講演会・講習会・研究会・研修会・発表会等の開催。

国内、国外の関係諸機関との連携事業。

その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

(2) その他の事業

開発教育・グローバル教育などに関する広報紙並びに機関誌、教科書並びに教科書副読本、その他図書・書籍類の刊行及び教材・教具の開発。

開発教育・グローバル教育などに関するコンテスト、コンクール、体験発表会、等の支援。

その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

2 前項第 2 号に掲げる事業は、同項第 1 号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第 1 号に掲げる事業に充てるものとする。

第 3 章 会 員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以

下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人。

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人および団体。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人および団体にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡したとき、または団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款又は諸規約・諸規定等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上15人以内。

(2) 監事 1人以上2人以内。

(3) 顧問 若干名。

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とし、常任理事は4人以内とする。

3 顧問は、理事会の諮問に答えるものとし、顧問の任免、資格、職務、任期、その他必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長、副理事長、常任理事は、理事の互選とする。

3 役員のうち、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 常任理事は副理事長を補佐し、日常の事務の処理並びに、この法人の業務のうち理事長が定めた分掌業務を担当する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 理事長、副理事長、常任理事は、常任理事会を構成し、この法人の業務の執行を統括するとともに、緊急の案件を処理する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前1号並びに前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事会に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、任期途中で辞任しようとするときは、理由を付した書面を理事長に提出し、理事会の承諾を得た上で、辞任することができる。

5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下とする。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前1項並びに前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

3 事務局の組織、職務、給与、勤務条件その他事務局の運営について必要な事項は、総会の議決にもとづき理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更。

(2) 解散。

(3) 合併。

(4) 事業計画、事業報告及び収支予算、収支決算並びにその変更。

(5) 会員の除名。

(6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬。

(7) 会費の額。

(8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄。

(9) 理事会、常任理事会、事務局の組織・職務及び運営、その他この法人の運営に関する重要事項。

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回、その事業年度終了後3カ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の4分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招

集の請求があったとき。

(3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は書面をもって他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものと見做す。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 議長は、総会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所。

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。)

(3) 審議事項。

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果。

(5) 議事録署名人の選任に関する事項。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項。

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。

(3) 常任理事会並びに顧問に関する事項。

(4) 各種委員会に関する事項。

(5) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたととき。

(2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

4 理事会は、理事総数の過半数の出席をもって、開会することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長若しくは理事長が理事の中から指名したものがこれにあたる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が重要かつ緊急を要するもので、出席理事の過半数の同意があった場合はこの限りではない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は書面をもって他の理事を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決する理事は、第33条第4項及び第35条第2項の適用については、理事会に出席したものと見做す。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 議長は、理事会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所。

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつてはその旨を付記すること。)

(3) 審議事項。

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果。

(5) 議事録署名人の選任に関する事項。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産。

(2) 会費。

(3) 寄付金品。

(4) 資産から生じる収入。

(5) 事業に伴う収入。

(6) その他の収入。

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、

理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出と見做す。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決を経た事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、前事業年度の役員の名簿、役員のうち前年に報酬を受けたものの名簿、社員のうち10名以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後の3カ月以内にこの法人の所轄庁に提出しなければならない。

3 決算において剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)。

(2) 資産に関する事項。

(3) 公告の方法。

2 前項の軽微な事項に係る定款の変更を行った場合には、遅くとも1カ月以内に所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議。

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能。

(3) 正会員の欠亡。

(4) 合併。

(5) 破産。

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し。

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑 則

(各種委員会)

第55条 この法人は、事業や業務の円滑な遂行を図るため、理事会の議決を経て、各種委員会を設置することができる。

2 各種委員会の種別、名称、組織・職務、委員の任免、事業・業務など運営に関しての必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(備え置き書類)

第56条 この法人は、主たる事務所において定款及びこの法人の認証並びに登記に関する書類の写しを備え置かなければならない。

2 毎事業年度所轄庁に届け出る書類一切の写しも、前項と同様とする。

(閲覧)

第57条 会員及び利害関係人より前条の備え置き書類の閲覧請求があったときには、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

(個人情報の保護)

第58条 この法人が取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する諸法規に則り厳正に対応するものとし、必要な事項については、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

理事長	矢田部	正照
副理事長	米田	敏男
同	内田	孝明
常任理事	関	正幸
同	斉藤	宏
理事	赤石	和則
同	大山	邦夫
同	金子	民造
同	佐藤	公作
同	坂巻	守男
同	豊田	岩男
同	山野	幸子
同	坂牧	嘉昭
同	女屋	隆充
同	幸田	雅夫
監事	梶谷	正義
同	藤井	正江

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成22年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成22年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員会費		3,000 円 (1年間分)
賛助会員会費	個人	5,000 円 (1年間分)
	団体	10,000 円 (1年間分)